

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第二条第五項から第七項までの規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和五年一月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第1 1～1201 (略) <u>1202 生殖細胞系列遺伝子変異解析セット(疾患原因遺伝子検査用)</u></p> <p>別表第2 1～2019 (略) <u>2020 手術用ロボット手術補助ユニット</u> <u>2021 磁性マーカ検出用装置</u> <u>2022 再製造単回使用臓器固定用圧子</u> <u>2023 単回使用内視鏡用イントロデューサ針</u> <u>2024 家庭用眼瞼用温熱パック</u></p> <p>別表第3 1～1221 (略) <u>1222 デジタル画像表示光学顕微鏡</u> <u>1223 家庭用鼻腔洗浄器</u></p>	<p>別表第1 1～1201 (略) (新設)</p> <p>別表第2 1～2019 (略) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)</p> <p>別表第3 1～1221 (略) (新設) (新設)</p>